

平成29年6月定例会

# 和歌山県議会議案

平成 29 年度和歌山県一般会計補正予算

平成 29 年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,874 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 565,589,731 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債の補正」による。

平成 29 年 6 月 13 日 提出

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 1,138,483	千円 420	千円 1,138,903
	2 負担金	1,069,494	420	1,069,914
9 国庫支出金		72,655,483	22,337	72,677,820
	2 国庫補助金	39,993,610	22,337	40,015,947
12 繰入金		8,721,949	2,517	8,724,466
	2 基金繰入金	8,068,746	2,517	8,071,263
15 県債		75,203,600	3,600	75,207,200
	1 県債	75,203,600	3,600	75,207,200
<b>歳入合計</b>		<b>565,560,857</b>	<b>28,874</b>	<b>565,589,731</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 72,601,693	千円 4,674	千円 72,606,367
	2 児 童 福 祉 費	13,042,271	4,674	13,046,945
7 商 工 費		92,155,754	20,000	92,175,754
	2 工 鉱 業 費	10,860,440	20,000	10,880,440
8 土 木 費		74,693,731	4,200	74,697,931
	3 河 川 海 岸 費	16,219,547	4,200	16,223,747
<b>歳 出 合 計</b>		<b>565,560,857</b>	<b>28,874</b>	<b>565,589,731</b>

第2表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成29年度情報交流センターBig・U維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成32年度 (4年)	千円 224,481
2 平成29年度NPOサポートセンター維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成32年度 (4年)	75,589
3 平成29年度紀北青少年の家維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成34年度 (6年)	186,029
4 平成29年度白崎青少年の家維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成34年度 (6年)	147,859
5 平成29年度潮岬青少年の家維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成34年度 (6年)	165,463
6 平成29年度和歌浦漁港維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成32年度 (4年)	25,380
7 平成29年度和歌山マリーナ維持運営管理委託(ディンギー)	自 平成29年度 至 平成32年度 (4年)	19,026
8 平成29年度和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホール・和歌山ビッグウエーブ維持運営管理委託	自 平成29年度 至 平成32年度 (4年)	286,104



第3表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	千円 261,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 264,700	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。  ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。